

佐久市産業立地応援プラン 2025

本社機能の移転・拡充を行う皆さんを応援します

！ 新增築した事務所や敷地、償却資産の固定資産税の税率を引下げ応援します

- 移転型（東京 23 区からの移転） … 固定資産税率 1.4% → **0.00%（3 年間）**
- 拡充型（東京 23 区以外からの移転） … 固定資産税率 1.4% → **0.07%（3 年間）**

- 1 対象地域：県・市町村で作成し国から認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域等（地域再生法第 5 条第 4 項第 5 号に規定する地域）
- 2 対象者：本社機能を有する施設※の整備に係る「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」を作成し、令和 8 年 3 月 31 日までに長野県から計画の認定を受けた事業者の皆さん
※ 調査・企画部門、情報処理部門などの事務所、研究所、研修所であって重要な役割を担う施設及び工場内の研究開発施設
- 3 対象業種：業種による制限なし（風俗営業又は性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者を除く）

◎「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定申請窓口

長野県産業労働部 産業立地・IT 振興課 TEL:026-235-7193

注) 上記対象者のうち、製造業、情報通信業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、自然科学研究所、コールセンター業を営む事業者の皆さんは、この制度の他に市の補助制度を受けられる場合があります。

■移転型（東京 23 区からの移転事業者）

地域区分	本社機能に従事する従業員数※		対象施設等・取得価格・税率・特例期間
	中小企業	大企業	
活力向上地域	1人以上	5人以上	対象資産 ：本社等を移転・新增築した場合の当該家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地 取得価格 ：新增築した家屋及び償却資産の取得価格が中小企業は 1,900 万円、大企業にあつては 3,800 万円 税率 ：0.00%（課税免除） 特例期間 ：対象施設ごとに課税初年度から 3 年間

※移転型にあつては、増加させる従業員の過半数が東京 23 区からの転勤者であることが必要です。

■拡充型（市外からの移転事業者（東京 23 区を除く）、市内既存事業者）

地域区分	本社機能に従事する従業員数		対象施設等・取得価格・税率・特例期間
	中小企業	大企業	
活力向上地域	1人以上	5人以上	対象資産 ：本社等を移転・新增築した場合の当該家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地 取得価格 ：新增築した家屋及び償却資産の取得価格が中小企業は 1,900 万円、大企業にあつては 3,800 万円 税率 ：0.07% 特例期間 ：対象施設ごとに課税初年度から 3 年間